



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道大学附属図書館報「榆蔭」58号
Issue Date	1982-05-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/66609
Type	journal
File Information	yuin58.pdf





テーマ文庫のこと

法学部教授 石川 武

昭和54年度にひきつづいて、昭和56年度末、「テーマ文庫」の一部が北大に入った。これで全体の約3分の2になる。

この文庫の持主、ハンス・ティーム教授は、西独フライブルグ大学の名誉教授、ドイツ近代法史を中心とするヨーロッパ法史の泰斗。長年にわたり、斯界で最も権威のある「サヴィニー財団法制史雑誌」の編集に当たられ、欧米法史学界における国際交流の一中心であって、かねてからわが国の学界とも深い絆で結ばれている。

総数1万点を上廻るこの文庫は、教授の学問的関心の広さを反映して、きわめて広い分野にまたがっているが、その中心は、何と言っても近世法史・ヨーロッパ法史にある。この学問分野は、ようやく第二次大戦後になってから自立した若い分野であり、学生時代からそれを志した教授は、どうしても私財を投じて多数の文献・史料を蒐集しなければならなかったのである。

新しい分野の開拓のために蒐集されたということ自体、この文庫の内容的貴重さを示唆しているが、忘れてならないのは、この文庫には、さらに、4,000点を上廻る抜刷が含まれていることである。この抜刷は、教授の国際的地位を反映して、驚くほど広い範囲から献呈されており、その中には、今日入手困難なものが相当数含まれているだけでなく、将来近世法史・ヨーロッパ法史が顧みられるとき、この抜刷全体が貴重な資料を提供してくれるはずである。

ふつう「文庫」は、持主が亡くなってから手に入る。ところがティーム教授は、現在75歳、なお学界の第一線にあって活躍されている。最後に、その間の経緯をごく簡単に述べておきたい。

教授は、最初に来日された昭和46年、一橋大学所蔵の「ギールケ文庫」をごらんになって大いに感銘を受け、数年後、ある親しい日本人に、「あんなに大事にされるのなら、自分の蔵書も、将来、日本で役に立ててほしい」と洩らされた。たった一つの条件は、「自分が勉強できる間は、手許において使いたい」ということであつた。

これは、研究者としてきわめて当然の条件であつたが、そのままでは予算の用意のしようがない。そこで教授には、わが国の予算の仕組みを繰り返し御説明し、無理に蔵書を三つに分割して、これまでにその3分の2を譲っていただいたのである。最後の3分の1は、教授がそれを「もはや必要としなくなったとき」お譲りいただけるはずである。

第1回目の契約のつめの段階で、円が日に日に値を下げ、ハラハラしたことを思い出す。そのほか数限りない困難をのりこえてこの文庫を入手できたのは、多数の関係者の御理解・御協力があったからこそである。とくに佐野文一郎(当時)大学局長、遠山敦子(当時)情報図書館課長、田保橋 彬(現)情報図書館課長、宮部 徹(当時)法学部事務長の名を逸するわけにはいかない。記して篤く御礼申し上げる次第である。

◆ 会 議

第107回 図書館委員会

<と き 昭和56年11月18日(土)>

<ところ 附属図書館会議室>

議 題

1. 図書館の増築計画案について
2. そ の 他

第108回 図書館委員会

<と き 昭和57年3月27日(土)>

<ところ 附属図書館会議室>

議 題

1. 昭和58年度概算要求の基本事項について
2. そ の 他

第70回 教養分館委員会

<と き 昭和56年11月4日(水)>

<ところ 教養分館会議室>

議 題

1. 昭和56年度学生用図書費の追加配当について
2. そ の 他

全学図書(担当)掛長会議

<と き 昭和56年10月20日(火)>

<ところ 附属図書館会議室>

議 題

1. 北海道地区大学図書館間相互利用について
2. そ の 他

全学図書(担当)掛長会議

<と き 昭和56年12月4日(金)>

<ところ 附属図書館会議室>

議 題

1. 1982年版外国雑誌の予約契約について
2. そ の 他

全学図書(担当)掛長会議

<と き 昭和57年3月26日(金)>

<ところ 附属図書館会議室>

議 題

1. 北海道大学における学術情報システムの具体化について(第一次答申)
2. 図書業務機械化ワーキンググループについて
3. そ の 他

第14回 北海道地区国立大学図書館協議会

<とき 昭和57年4月9日(金)>

<ところ 小樽商科大学附属図書館>

議 題

1. 北海道地区における学術情報システムの協力体制について
2. 外国雑誌購入費の増額について
3. 第30回国立大学図書館協議会総会について

以上について活発な討議がなされ、1の議題に関しては、当地区の中心的立場にある北海道大学附属図書館を全国的な学術情報センターシステム構想の地域センターとして、地区内図書館情報処理ネットワークを構築する体制について一致協力することが決議された。

なお、次期当番館は北海道大学に、理事館は北海道大学および北見工業大学に決定した。

北海道大学学術情報システム準備検討委員会

第3回委員会 昭和56年10月21日

1. 専門委員会の設置及び構成について

データベース専門委員会および図書情報専門委員会を設置した。

第4回委員会 昭和56年12月24日

1. 各専門委員会の検討経過報告について

第5回委員会 昭和57年1月19日

1. 学術情報システムの具体化のための検討結果のとりまとめについて

第6回委員会 昭和57年2月6日

1. 学術情報システムの具体化のための検討結果のまとめについて

第7回委員会 昭和57年2月20日

1. 北海道大学学術情報システム準備検討委員会第一次答申(案)について

第一次答申(案)を審議決定し、これを学長に提出することとした。

以下、昭和57年3月8日学長に提出した答申の全文を掲載する。

北海道大学における学術情報システムの
具体化について(第一次答申)

I はじめに

近年学術情報が多様化し、その量が急激に増大するにつれ、我が国における学術の振興を期するためには、学術情報システムを整備構築することが必要であるという論議が興るに至った。文部省は学術審議会などの関係諸機関で行われた検討をふまえ、数年来システムの開発調査を推進し、大学での対応を呼びかけてきている。

本学においては、昭和53年4月に北海道大学学術情報調査研究会が設けられ、学術情報の蓄積ならびに利用に関する問題の調査研究と必要な方策の検討が行われた。同会はその結果に加えて学術情報システム委員会(仮称)の設置を提案し、昭和55年3月学長に答申した。北海道大学学術情報システム準備検討委員会は、上記答申にもとづき、またその後の情勢の展開の中で「学術情報システムの具体化のための準備検討を行う組織」(要項第2条参照)として設置されたものである。本委員会は、その目的を達成するために、当面二つの専門委員会を置き、緊急にとりあげるべき根本的な事項の討議を厳密かつ能率的に進めることにした。すなわち、学内のデータベース作成と利用の推進を検討する「データベース専門委員会」と、図書情報の収集、蓄積、管理、検索、利用の問題を学術情報システムとの関連で検討する「図書情報専門委員会」が設けられ、各専門委員会は数次にわたって熱心な討議を行ってきたのであるが、本年1月中旬にその結果をまとめた詳細な報告書を本委員会に提出する運びに至った。本委員会は各報告書を受理してから重ねて検討を加えたが、結論を得たのでこれを取りまとめ、本委員会の第一次答申として学長に報告する次第である。

II 検討の視点

学術情報システムに関して本学がとるべき提言の検討を行うにあたって、本委員会は以下の諸点をその基本的視点とした。

その第一は、学術情報の生産と利用の現状に多くの困難が生じていることである。

創造的な研究を効果的に行うためには必要かつ十分な知識を迅速、的確に入手し得ることが欠くべからざることである。しかるに、最近の研究領域の急激な拡大と各分野における研究の著しい進展の結果、多種多様、膨大な量の学術情報が生産されているのみならず、各研究領域が互いに深く関連しているため、個々の研究にも広い学術情報の総合的な利用が必要になってきた。

このような事態の結果、研究と教育における学術情報の有効な利用が次第に困難になってきている。現在の主たる学術情報の流通形態の一つは学術雑誌の刊行と購読であるが、その刊行が幾多の難問をかかえながら行われていることはよく知られているところである。また図書情報の収集・提供を行う図書館の業務量がその能力をこえてきている。一方研究者の側でも関連領域の学術情報に関する学術雑誌と図書に眼を通すことは甚だ困難となっており、この困難は学術情報の指数関数的増加傾向からみて、今後一層進行するものと思われる。

視点の第二としては、学術情報システムの形成に関する内外の現状、とくに文部省において学術情報センターの設置とこれを中核とした学術情報システムの形成を鋭意計画中であることをあげておかねばならない。

第三の視点は、学術情報の有効な利用の教育についての重要性である。上に述べた学術情報流通体制に生じている困難は、専門分野ごとに事情を異にしており、したがって新しい学術情報の流通形態に対する関わり合いで各専門分野ごとに異っているが、教育においては事情は各分野に共通しており、例えばデータベースの作成と利用は多くの分野の教育にひとしく有効であると思われる。

第四に学術情報の国際流通に関して我が国もまた少なからざる責務を有することである。この点については日本学術会議および学術審議会においてたびたび強調されているところであって、ここでは我が国が他国で作成されたデータベースの単なる利用者にとどまってはならないことが指摘されている。

以上の視点に基づいて、学術情報システムの方策をデータベースの作成と利用および図書情報の有効な利用と、これを支える図書業務の新しい体制の両面にわたって検討した。以下 III でのべる提言は、上の視点とデータベースの固有の条件および本学が北海道地域における唯一の国立の総合大学として従来学術研究、教育および図書情報に関連して北海道地域内で中心的、指導的役割を果たしてきたことを考え、以下の諸項目を前提としてまとめたものである。

1. 市販のデータベースの購入とその利用にのみデータベースの利用を限定するのではなく、各専門分野の現状に沿いながらそのデータベースの作成と利用をはかっていく。
2. データベースを作成する場合、収集するデータは原則として国内外で生産されたものであって、データの生産されるところが地域的限定をうけてはならず、明確な学問的条件によって限定されかつそのなかで網羅的でなければならない。
3. 本学図書館は地域センター図書館として、学術情報システムのなかで一定の役割を果たすとともに、全国的な学術情報システムのサブシステムとしての役割をはたす。
4. これに整合して必要とする図書館の設備機能の増強整備をはかり、必要とされる図書情報流通のためのネットワークを図書館と学内各部局間および北海道地域の各大学図書館の間に形成する。

III 提 言

本学における学術情報の有効な利用をはかるため、以下の諸項目を実施することを提言する。

1. 専門領域および図書所在情報に関するデータベース作成に必要な事業費を確保する。そのため、この種の事業費の予算化をはかるとともに暫定的には学内経費による充当も考慮する。
2. 目録・所在情報データベースを逐次作成し、図書の発注・登録・貸出しなど図書業務の機械化、オンライン化をはかる。
3. 検索サービス (1) 定期刊行物については、できるだけ速かに所在情報検索サービスを行う。(2) 図書館が収集すべき二次情報データベースの購入・利用については、しかるべき委員会がその検討にあたり、そ

れを図書情報システムに収録して検索サービスを行う。

4. 学内データ通信網を整備確立する。
5. 学術情報の研究と教育を目的とする講座・部門を設け、その流動的な活用をはかる。
6. 教育に必要なデータベースの作成と利用の試行を実施する。この点については情報処理教育センターのソフト・ハードの能力を活用する方途を講ずる。
7. 研究に必要なデータベースの作成と利用に関し、大型計算機センターのソフト・ハードの能力を活用する方途を講ずる。
8. 学術情報センターシステムとの接続は同システムが業務を開始した時になされる。また、北海道内他大学図書館との接続は学内その他の進展状況をみながら漸次実現をはかる。ただし、システム自体は初めから接続可能な形に構成する。
9. 全国規模の学術情報システムに関連して大型計算機センターの果すべき役割について、本学の大規模計算機センターにおいても充分検討されるよう期待する。
10. 学術情報のデータベース作成と利用システムの確立に関する種々の業務に対し、これを評価する適切な方法を検討し、業績評価の途をひらく。
11. 本学の学術情報システムに関する方策の実施にあたる委員会を設ける。
12. データベース作成に必要な補助業務をはじめ、種々の研究教育補助業務を大学に有償で提供する経営体の結成と活動を促す。(注：データベース専門委員会、中間報告 3.3.8 参照)

IV む す び

本委員会は広い範囲にわたる学内の関係者が、この報告を通じて学術情報システムに関する問題の重要性和、その具体化措置の必要度について一層理解を深められることを期待し、ここに詳細な資料を添付して学内諸氏の充分な御検討を期すことにしたい。

上に行った提言については、今後検討のうえ、できるだけ速かに具体化されることを要望する。

なお、本委員会は、今後一定の期間全国的な情勢の発展もふまえ、本学における具体的な方策を論議して、その結果をまとめて第二次答申を行うつもりである。

◆ 学内図書館だより

JOIS 及び DIALOG オンライン検索端末機の利用について

参考調査掛にある上記端末機の利用について御案内いたします。

1. 機 器 英・カナボード付キャラクターディスプレイ及びラインプリンター。
2. 申 込 参考調査掛にある使用申込書に記入して下さい。
3. 検 索 効率よい主題検索を行うには高度の専門的知識に基づく適正かつ柔軟な検索式をあらかじめ用意してから行うのが良いとされています。従ってパスワードの入力までは図書館職員が行いますが、**検索操作は利用者自身で行って下さい。**操作マニュアル、データベース解説書は同掛に常備してあります。
4. 使用時間 月曜日から金曜日まで毎日。なるべく〔9時～12時〕と〔13時～16時30分〕の間に開始・終了するようにして下さい。
DIALOG は〔12時～14時〕及び月曜日の14時までは接続出来ません。
5. 経費支払 **校費払いによる利用に限ります。**(所属部局の経理担当者に連絡確認願います)
6. 料 金 ファイルによって違います。料金表があります。なお、北大工学部広報第94号の事例報告による平均検索時間・平均料金は、JOIS で10～15分・3～4,000円、DIALOG で15～20分・6～8,000円となっています。

※各々のファイルについての概要、料金等については本誌別冊「主要な参考調査資料 No. 2」の“CC コンピューターデータベースの索引・抄録”の項を御覧下さい。

参考調査掛 (附属図書館 4 階 内線 2973)

EC 資料センター： EDC の開設 (参考閲覧室内) について

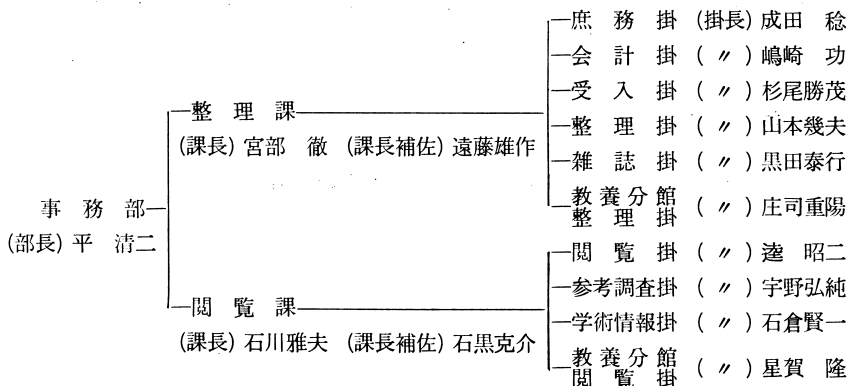
EDC とは European Documentation Center (s) の略称です。これは EC (欧州共同体) の情報広報部が、ヨーロッパ研究とりわけ EC 問題研究を積極的に行っている主要な大学や研究所に対し、資料を寄贈し広く一般にも利用してもらい研究の発展および EC 理解のために役立ててもらおうと世界各国に設置しているものです。

本学附属図書館は本年 3 月末にその設置が正式に認められ、今後 EC 委員会・EC 理事会・欧州議会・欧州投資銀行・経済社会評議会・欧州裁判所・欧州監査院・EC 統計局から、それぞれの出版物 (本学には英語版) が送られてくることになりました。

EDC は EC 寄託図書館 (日本では国立国会図書館) とは違って、全ての刊行資料が送られて来るものではありませんが、EC の刊行物頒布案内である「月報 EC 公式資料」(当室にあります) に載ったもののうち※印が付されたもの (約 60 冊/月) は全て寄贈されることになっています。(参考調査掛 2973)

附属図書館事務部の組織等を整備

今後における学術情報システムに対応する体制づくりを主眼として、本年 4 月 1 日から附属図書館事務部の組織等が次のように整備された。今後とも一層のご協力を期す次第である。



◆ 資料紹介

昭和 56 年度 文部省外国図書購入費で購入した図書

Sammlungen der Grundlegenden Rechtswissenschaft und der Allgemeinen Geschichte.

(基礎法学ならびに一般史関連コレクション)

本コレクションは、75 歳を迎えて、現在なお、ヨーロッパ法史学会の中心的存在の一人である Hans Thieme 教授が永い歳月をかけて蒐集した蔵書の一部で、これら図書・抜刷等は基

礎法学・歴史学における世界に類をみない貴重な資料である。

なお、これは昭和54年度に購入した「ドイツ法制史・実定法関連コレクション」の継続となるものである。「巻頭言」参照

昭和56年度 特別図書購入費で購入した図書

La letteratura italiana, storia e testi 1965.

Vols. 2/I, 2/II, 5/II, 7, 9, 20, 25/I, 26/I, 26/II, 32/I, 32/II,
33, 46/I, 46/VI, 47, 50/I, 51, 61/I, 62, 64/II,
64/IV, 64/V, 69. 24 vols.

(イタリア文献; 歴史とテキスト)

12世紀以前から19世紀末までのイタリア文学・哲学・歴史等にわたる基本文献をテキストと歴史とを含めて時代別に7部門に分けて刊行。テキスト校訂と書誌学検討の成果において権威がある。

禅籍抄物集 松ヶ岡文庫所蔵

第1期; 11冊 (1976年) 第2期; 12冊 (1977年)

松ヶ岡文庫は、鈴木大拙の私蔵書を基幹にして貴重な禅籍を収蔵するが、その中で禅録の口語講述記たる「抄物」を種々なる観点から学界に益すべきもの、稀覯なものを選んで影印に集成したのがこの出版である。

沢庵自筆の抄として注目される「臨済録抄」(重要美術品)や、東国語の口語資料として最も古いとされ、かつ、唯一の完本たる「人天眼目抄」などが含まれている。

New Catholic Encyclopedia. 17 vols.

(新カトリック事典)

以前に Catholic Encyclopedia が刊行されていたが、本事典は内容、体裁とも一新され充実した。

カトリックの教義はもちろんのこと祭祀・儀礼・組織またそれらの歴史的変遷など多岐にわたる内容が詳細に解説されている。

**Mission Paul Pelliot, Documents archéologiques
publiés sous les auspices de l'Académie des
Inscriptions et Belles-Lettres. 6 vols.**

(ペリオ; 中央アジア考古学調査隊報告書)

今世紀初頭の大調査の公式報告書で1960年代から刊行が始まったもので、中央アジア・東西文化交渉史研究等の報告書である。

Gothic Novels. Series I-III. 1927-1977, 71 vols.

(ゴシック小説集成)

十八世紀末～十九世紀初頭にかけて、イギリスで出版された当時流行のゴシック趣味に基づいた怪奇小説のリプリントによる集大成。

Из трудов А. Н. Веселовского и литературы о нем. 15 vols.

(A. N. ヴェセロフスキー著作研究コレクション)

スラブ・ビザンチン・西欧の文学と世界のフォークロアについての深い知識をもち、文学研究における「比較的・歴史的方法」を確立して、文学のテーマや形式などを各国文学の交流関係史の中で比較文学的に考察したロシアの文芸学者 A. N. ヴェセロフスキー (1838-1906) の著作・翻訳・書誌と彼に関する研究書を集めたゼロックス版のコレクションである。

第二次明星

自；創刊号 (大正 10 年) 至；四十八号 (昭和 2 年) 全 6 帙

第一次「明星」(明治 33~41 年) によって生み出された詩歌の革新運動と浪漫主義が「明星」廃刊後「スバル」(明治 42 年~大正 2 年) に引き継がれ、更に自由で、純粋な芸術意識を中心として発展したのがこの第 2 次「明星」である。

木下杢太郎、北原白秋、佐藤春夫、高村光太郎、永井荷風等の諸作品又ゴッホ、セザンヌ、マチス、ピカソ等の西欧絵画の紹介をしている。

Folklore Fellows Communications.

1910-1981. nos. 1-229

(フォークロア研究者通信)

民族学における地理学的方法の創始者 Kaarle Krohn, 民話分類法を編みだした Antti Aarne から世界的に著名なフィンランドのフォークロア研究者を中心に諸外国の第一線級研究者を編集陣に加えて 1910 年に発刊されたフォークロア研究のためのモノグラフシリーズ対象領域は、ヨーロッパは言うに及ばずアジア・アフリカ・南北アメリカ並びにオセアニアと全世界をカバーしている。

「社会事業研究」後改題「厚生事業研究」

大正 11 年~昭和 19 年, 第 10 巻~32 巻 全 22 巻

大正初期から昭和 19 年におよぶわが国における社会事業界の専門雑誌である。誌名の改題にも示されているように生活問題の社会化に対応して慈善事業から社会事業へ転換していく時期の社会事業, 社会政策, 教育政策などの専門家が執筆しており, 戦前の社会事業研究にとっても, また戦後の社会福祉研究にとっても貴重な資料である。

Техническое и коммерческое образование.

1892-1916. Microfilm, 25 Reels.

(技術・商業教育)

ロシアにおける資本主義の発展に伴いロシア技術協会が生まれ, 技術教育の発展のために発行されたものであり, ロシアの代表的工場における技術の発達・海外の情報・各種学校施設における技術・商業教育の実践と理論が掲載されている。

教育時論

復刻 第一期, 復刻 第二期, 1~709 号, 明治 18 年~37 年

文部省における教育政策の立案過程を示す史料で, それら教育時事にかかわる論評, 論争,

当時の教育状況の報告などを中心的内容とする。

児童研究 日本児童学会編

復刻版 第1巻～41巻, 明治31年～昭和18年

日本児童学会の機関誌である「児童研究」の明治31年の発足以来, 第41巻までの復刻である。

児童の教育, 心理, 保健, 非行などの理論的, 社会学的, 歴史的研究成果が含まれ, 戦前日本における児童学にかんする学際的研究として他に類をみないものである。

Acta Oeconomica. Vol. 1-25. 1966-1981

(経 済 学 報)

ハンガリーで出版される唯一の経済総合雑誌である。ハンガリーアカデミーの公式出版物で, ハンガリーの代表的経済学者の論文を集録している。論文は英語, フランス語, ドイツ語, ロシア語で書かれているが英語, ロシア語で要約が付されている。

労働統計実地調査報告

大正13年～昭和13年 全18冊

内閣統計局実施の工場鉱山の労働条件に関するもっとも詳細な実態調査報告である。

朝鮮半島五万分の一地図集成

1981年刊 全722枚

朝鮮総督府陸地測量部が大正4年からほぼ10年間のあいだに刊行した朝鮮半島全域の極めて信憑性の高い五万分の一地図。

朝鮮半島の歴史と地理を研究する上で, あるいは広く社会を研究する上に不可欠の地図でその重要性はいくら強調してもしすぎることはない程である。

**Energy Resources and their Control Selected
United States Document and Studies.**

1981. 44 vols & Index

(米国議会政府発行「エネルギー資源調査文献資料集」)

米国議会および政府が1970年代に発表したエネルギー関係の全ての文書を収録したものである。

石油, エネルギー問題を科学的に解明した報告書, 研究書, 調査書, 聴聞会記録を多数含んでいる。

**Les Enquetes des Prefets de L'Empire. Sources
Statistiques de L'Histoire de France.**

97 Title, Microfiche, 424 Fiches.

(フランス第一帝政期県別統計調査集)

ナポレオン1世治下に行われた各県別の統計調査の集成。

**Smolensk Archives. The Records of the Smolensk
oblast of the All-Union Communist
Party of the Soviet Union.**

1917-1941. Microfilms, 71 Reels.

(スモレンスク文書)

ソ連邦共産党のスモレンスク州組織の文書集成で1917~1941年にわたるもの。ソ連ではこの種の党文書は公開されておらず、ソ連社会主義や現代政治、経済史などの研究に重大なネックになっているのであるが、この文書はたまたま第2次世界大戦においてソ連のスモレンスク市をおそったナチスドイツ軍が没収してソ連領域外に持ち去ったものであって、数奇な経過から研究者にとって現在利用している唯一のソ連共産党内部文献である。

Wettbewerb im Recht und Praxis. Vol. 1-15. 1955-1969

(競争法と実務)

ドイツ連邦共和国における競争制限法(反トラスト法)をめぐる実務、立法、理論の動向に関するインフォメーション等を内容とし、貴重な資料である。

Policy Science. Vol. 1-12. 1970-1979

(政治科学)

合理的意志決定の前提となる政策分析・政策評価のための技法の開発状況(既に開発された技法の適用状況を含む。)を収録したもの。

Social Science Quarterly. Vol. 1-58. 1920-1978

(社会科学季報)

アメリカ政治学会の下部組織の一つであるアメリカ南西部政治学会の機関誌であり、著名な研究者が数多く寄稿している重要な雑誌である。

Bundesgesetzblatt.

Teil: I 1949-1980, Teil: II 1951-1980

(ドイツ連邦共和国官報)

本図書はドイツ連邦共和国の官報である。第1部では法律や命令が公布され、第2部では条約及び条約に関する連邦の関係法令が公布されている。

昭和56年度 学部共通図書購入費で購入した図書

**Grote Winkler Prins, Encyclopedie in
20 delen, Amsterdam. 1966-1977**

(ヴィンクラー・プリンス大百科辞典)

オランダのブロックハウスといわれる代表的オランダ百科辞典。オランダ語で書かれている。

思想調査資料集成 文部省思想局
全 28 巻

文部省思想局による大学・高等学校・専門学校・中等諸学校の学生・生徒および小学校教員の社会主義運動をはじめとする諸活動の組織状況、理論と実践活動、その影響ならびに対策に関する調査。

**Sadtler Standard Spectra (Sadtler Research Laboratories,
Philadelphia) Infrared-Grating.**

Vol. 59. 1980. Total Spectra Indices

(赤外分光分析) 回折格子

現在までに研究発表されたあらゆる物質の赤外線吸収スペクトルを集録したもので、赤外線吸収スペクトルを同定する場合の基準として用いられるスペクトル集である。

Aging and Old Age. 36 vols.

(老化と老人問題)

老人問題及び老化に関する研究論文集を集大成したもので、高齢化が進む現代社会において欠くことのできない研究テーマと成果を示している。また、この問題領域は社会学のみならず経済学、教育学、医学等の各部門に亘っている。

微生物学の基本技法

ビデオプログラム 全 8 巻

微生物学の基本的な技術がビデオテープに収められ非常に分り易く説明されている。各テープの内容は顕微鏡の保存と使用法、細菌の運動性、無菌法の発展、純培養法、染色法、醗酵反応、種々の生化学検査、抗菌物質のテスト、水の分析法、ピペッティングなど全 8 巻に収められている。

VTR 医療技術編 (3/4 インチ)

病気シリーズ 全 17 巻

- | | | |
|----------------------|-----------------------|-------------|
| 1. 脳・神経の疾患 | 7. 泌尿器系の疾患 | 13. 感 染 症 |
| 2. 感覚器の疾患 | 8. 生殖器系の疾患 | 14. 寄生虫疾患 |
| 3. 呼吸器系の疾患 | 9. 内分泌系の疾患 | 15. 代 謝 疾 患 |
| 4. 血液と循環器と疾患 | 10. 運動器の疾患 | 16. 性 病 |
| 5. 消化器系の疾患 (1) | 11. 病気の原因 (1) | 17. 精 神 医 学 |
| 6. " (2) | 12. " (2) | |

イギリス議会資料利用の手引

閲覧課学術情報掛長 石 倉 賢 一

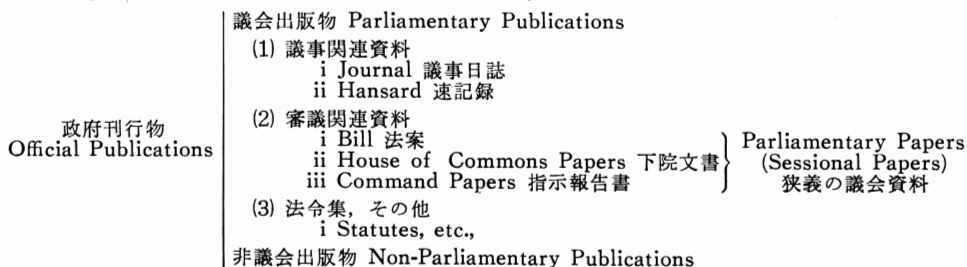
I. は じ め に

各国の議会資料のなかでも、とりわけイギリスの議会資料は Parliamentary Papers の名前で我国にもなじみ深い、一口に議会資料とよばれるこの Parliamentary Papers は一体どのようなものなのであろうか？ イギリスの経済学者で議会資料の権威でもある P. Ford はその著書 Guide to Parliamentary Papers⁽¹⁾ において Parliamentary Papers は広義には議会の機能や活動に関連して公的に発行される文書を総称し、議事日誌、速記録、議会の内外に設置される委員会の報告書、行政庁が公務に関して発行する文書など一切を含むと定義している⁽²⁾。議会資料はこのように広い範囲の資料を含むが、これ等はその資料の性格によって次の二つの区分が可能である。第一のグループは議会の議事に関連して発行されるものであり、第二のグループは審議に関連して発行されるものである。前者は法律の制定の経緯や審議の過程に直接かかわる活動を記録するもので議事日誌、速記録がそれであり、後者は議会における審議を補助するために議会にあてて提出されるもので法案、両院文書及び指示報告書などである。ところで Parliamentary Papers は狭義に、またより正確な意味では審議に関連して発行される資料だけを意味して用いられることがあり Ford はそれを議会のどちらか一院に提出され、文書番号をあたえられて継続的に発行される特定種類の資料を指すと説明している⁽³⁾。Blue Book あるいは Sessional Papers とよばれるものはいずれもこの狭義の Parliamentary Papers のことであり、後述する法案、両院文書及び指示報告書をその内容とする。Blue Book は 19 世紀において、これ等の文書が青い表紙を用いて印刷発行されたことにより名づけられたものであり Sessional Papers はこれ等の文書が一つの会期 Session⁽⁴⁾ を単位として製本保存されることによりこのようによばれるのである。

Parliamentary Papers がこのように広義、狭義二つの異なった意味あいでも用いられるため、これを利用する研究者や図書館のあいだでは混乱を招くことが少なくなかったが、今日ではイギリスの議会資料の印刷、発行の任にあたる王立印刷局 Her Majesty's Stationary Office⁽⁵⁾ は広義のそれを Parliamentary Publications とよび審議関連資料である Parliamentary Papers とはっきり区別をして用いている。

本稿はイギリスの議会資料のなかでも特に利用度の高い庶民院(下院) House of Commons の文書をとりあげその説明をするものであるが、紙幅の関係で法令集等についてはふれないこととした。

下図は議会資料の関係を示すものである。



II. 議事関連資料

(1) 議事日誌 Journal

速記録が議会で「何が話されたか」を記録するものであるのに対して「何がなされたか」を公式に記録するのが議事日誌（議事録）である。議事日誌は1547年に遡る議会の最も古い記録であり、1845年の証拠法 Evidence Act, 1845により法廷において立証をまたず証拠として受理される。議事日誌は会期中、議場書記官 Clark at the Table の手許で毎日作成される議事経過録 Votes and Proceedings⁽⁶⁾ をもとにして会期末に一冊にまとめて H. M. S. O. より印刷されるが、その内容は正確かつ詳細なもので議会においては主として先例の調査に役立てられる。一般には次に説明する速記録があればこの議事日誌を用いることはほとんどない。

(2) 速記録 Hansard

本会議の討論 Debates を逐語的に収録するこの速記録をハンサードという。国王権力の強かった時代において反国王的発言は生命の危険すらはらむものであったため議会の討論内容を公表することは議会特権の侵害とされその公刊は禁止されていた。ところで、この速記録がハンサードとよばれるのは19世紀大半の速記録を印刷発行したハンサード家に由来している。もともと討論内容を含む議事録の発行は William Cobbett が私的な事業として1803年に手かけたものであり、この時その印刷を受け持ったのがハンサード (T. C. Hansard, 1776-1833) であった。ハンサードはその後1812年この刊行権を譲り受け1829年には自分の名前を冠してその刊行を続けた。この出版事業は息子達に引きつがれ1909年議会在自らの責任においてその発行にあたるまで個人の事業として継続されたのである。1909年議会は「議事討論の刊行に関する特別委員会」の勧告を受入れ、議会に対して責任を持つ専任職員を配置し、印刷発行を H. M. S. O. があたることを決定し、ここによりやく議会自身の手による正確な公式記録 Official Report が発行されることとなったのである。この時ハンサードの名前も標題から消えたのであったが速記録を引用する議員の多くがその後もハンサードの名称を用いたため1943年再びハンサードの名前が標題に復活することとなった。速記録がハンサードといわれるのはこのような経緯によるものである。ところで1803年から1909年までのハンサードは討論の全体を記録するものもあれば、討論の一部を記録するものがあったりで完全な速記録にはほど遠いものであったが1909年以降は速記者 Reporter が全ての発言を一言一句、逐語的に記録するため公式記録にふさわしい内容となった。

ハンサードはこのように本会議で何が話されたかを収録するとともに議事録をも兼ねるもので議事録記載事項としての出席議員名ほか儀礼的行事の記録、女王の演説、書面による質問及びそれに対する政府の答弁書などを収録している。

ハンサードには日刊版、週刊版、製本版があり会期中においては、討論の内容はその夜のうちに H. M. S. O. において印刷され翌朝には利用することができる。製本版は日刊版をもとに発行されるが、製本版においては正確を期す意味で発言議員の校訂を受ける。ただし文言の追加や削除による趣旨の変更は許さない。

製本版は約3週間分ほどを含み各冊にはそれぞれ索引が付され、会期全体についても別巻の索引がつく。

ハンサードを引用するには校訂を受けた製本版を用いるのが原則で巻号、院表示、会期、コラム番号の順序で表記する。

520	HC	DEB	1955/56	Col. 1234
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
巻号	院表示 (下院を示す)	速記録	会期	コラム番号

ハンサードは現在まで次のとおり刊行されており 1909 年以降は庶民院、貴族院が別々に発行されている。

- 1st Series Cobbett's Parliamentary Debates. Parliamentary Debates (1812, vol. 23), 1808-20, 41 vols.
- 2nd Series Parliamentary Debates Hansard's Parliamentary Debates (1829, vol. 21), 1820-30. 25 vols.
- 3rd Series Hansard's Parliamentary Debates, 1830-91. 350 vols.
- 4th Series Parliamentary Debates, 1892-1908. 77 vols.
- 5th Series Parliamentary Debates (Official) Parliamentary Debates (Hansard) (1943), 1909-

III. 審議関連資料 Parliamentary Papers

(1) 法案 Bill

法案は議会の法律草案である。法案の提出は一般議員からも提出しうるが重要法案といわれるものはほとんど政府提出法案であり、成立する法案もまた政府案提出法案が圧倒的に多い⁽⁷⁾。二院制をとるイギリス議会では庶民院、貴族院のどちらからでも法案の提出は可能であるが多くは庶民院が先議する。読会制をとるイギリスの議会においては法案の審査は次の手続に従う。法案の提出が本会議で承認されると法案のタイトルが読みあげられ、同時に印刷に付される命令 Order to Print が下され第一読会が終了する。印刷命令を受けた法案はここではじめて H. M. S. O. により印刷され議員や市民の利用に供される。第二読会は法案の趣旨と一般原則が審議される最も重要な段階である。第二読会を通過した法案は委員会に付託され、この段階においてはじめて逐条毎の詳細な審議がなされる。これを委員会段階という。ただし委員会においては第二読会で承認された原則を変更することはできない。委員会には常任委員会、特別委員会などがあるが一般法案の審査にあたるのは常任委員会⁽⁸⁾である。常任委員会はアメリカや日本のそれとちがい専管事項を持たない、そのため議長がその都度付託すべき常任委員会を決定するのである。委員会は法案を各条項ごとに審議し修正、附加を行い最終的に委員会の見解を報告書にとりまとめる。常任委員会における討論の速記録は 1909 年以降発行されており⁽⁹⁾、議事録は後述する下院文書として別に発行される。委員会報告書にもとづく本会議の討論を報告書段階といい委員会における修正、附加条項について審議する。報告書段階がおわると本会議は直に第三読会に入る。第三読会においては論議された法案についての議院の最終的意志の確認を行うものであり、議長の「法案は通過した」との宣告により議決が確定し法案は貴族院に送付される。貴族院においてもほぼ同様の手続を経て審議され両院の承認を得た法案は女王の裁可 Royal Assent を受け法律として公布される。

審議過程を図式化したのが次の図である。



法案には会期ごと、その提出の順序に従い一連番号からなる法案番号があたえられ、大きな修正が加えられる度ごとに新たな番号があたえられ、H. M. S. O. で印刷される。同一法案のもとに複数の法案番号が示されるのはこうした事情によるものであり従って参照においては最新の番号、つまりより大きな番号を有するものを利用しなければならない。

法案の引用は院表示、会期、法案番号、法案名の順序で次のとおり引用する。

<u>H. C.</u>	<u>Bill</u>	<u>1975-76</u>	<u>[10]</u>	<u>Police Bill</u>
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
院表示	法案	会期	法案番号	法案名

(2) 下院文書 House of Commons Papers

議会には審議や承認を求めるための様々な文書が提出されるが、庶民院（下院）の提出命令により印刷される文書を下院文書という。下院文書には議会内から議会にあてて提出されるものと議会外、つまり政府あるいは政府関係機関から提出されるものの二種類があり、政府提出の文書は特に Accounts and Papers とよばれる。政府提出の文書には議会の提出命令による Returns と法令にもとづいて提出される Act Papers があり、近年では後者の文書が増加している。

下院文書は財政に関する報告書類 (Estimates, etc.) を中心とするが主要なものには次の文書がある。

- 歳入歳出予算書 Annual estimates
- 歳入歳出予算に関する特別委員会報告書 Reports of the Select Committee on Estimates
- 貿易収支決算書 Accounts relating to trade and navigation
- 国有産業の年次報告書 Annual reports of accounts of the nationalised industries
- 常任委員会報告書及び特別委員会報告書 Reports of the Standing Committee and Select Committee
- 常任委員会議事録 Minutes and proceedings of the Standing Committee

常任委員会報告書については先にふれたのでここでは特別委員会の報告書 Select Committee Report についてふれてみよう。

特別委員会は議会の調査機関として古い歴史を持ち、ことに 18, 19 世紀においては貿易、植民地、農工業など国家の重要問題について調査研究を行い多くの報告や勧告をおこなった。しかしこの特別委員会は議員のみにより構成されていたため専門化、高度化した問題の処理には適合しなくなり、またその活動期間も原則として議会の会期中に限られていたため、機動性と継続性に欠けるうらみがあった。このような理由により調査研究の役割は議会外に設置される

王立委員会や審議会に漸時として代られることとなる。しかし特別委員会は今なお国政調査等を担当する重要な役割を果しており見すごすことはできない。

特別委員会報告書は議長にあてて提出されるがその内容は次の事項を含んでいる。

- 主 報 告 Report
- 議 事 録 Proceedings, Minutes
- 証 拠 Evidence

議会は特別委員会の設置にあたりその調査の範囲を定め、証人を招換し書類や記録の提出を求める権限をあたえる。証言記録や証拠書類が一括して証拠とよばれ、これ等は報告書の一部として公表される。

下院文書には法案に付される番号とは別に会期を単位とする一連番号の文書番号があたえられ、各文書の表紙の左下すみに印刷され引用の際にはこれを用いる。下院文書の引用は院表示、会期、文書番号の順序により次の要領による。

H. C.	1962-63	(96)	General Alphabetical Index to the Bills,...
⋮	⋮	⋮	⋮
院表示	会期	文書番号	文書の標題

(3) 指示報告書 Command Papers

政府提出文書 Accounts and Papers のうち国王の指示 By Command により議会に提出される文書を指示報告書といい同じ政府提出文書であっても議会の提出命令にもとづく下院文書とは区別される。もともと指示報告書は国王の指示により大臣にあてて提出されたもので、それが議会にも提出されたのであったが今日では国王の指示は単なる形式にすぎず、全て指示報告書は所轄大臣の裁量により議会に提出されている。指示報告書には政府の内政、外交に関する施策や現状についての重要な報告⁽¹⁰⁾がふくまれるため議会資料としてはもちろん官庁資料としても第一級のものとしてランクされ利用の度も高い。

指示報告書の主要なものは次のとおりである。

- 外務省より提出される外交文書 State Papers で条約 Treaty, 協定書 Agreement, 覚書 Note の類
- 省庁の年次報告書 Annual reports of government departments
- 統計書 Statistical returns
- 王立委員会報告書、審議会報告書 Reports of Royal Commissions and Departmental Committees

外務省よりの外交文書は毎年 300 件をこえて発行される指示報告書の約半数を占め、イギリス政府が諸外国と締結した外交取りきめなどが議会に報告される仕組となっており、これは条約編 Treaty Series, 国別編 Country Series, 雑編 Miscellaneous の三部に分けられている。

年次報告書や統計書の重要性については、改めて説明の要もないであろう。ここでは王立委員会報告書及審議会の報告書について説明しよう。

王立委員会は内閣の助言と承認により女王が設置する委員会であって国家の重要問題の調査研究にあたる。委員には学識経験者やその方面の専門家が十名前後任命され、委員長も互選によらず他の委員同様任命される。ときに委員に議員を含む場合もあるが議会委員会に比較するとより公正、より専門的な調査研究が期待されるのである。

委員会は付託された事項を調査研究するとともに必要に応じて関係方面から広く資料や意

見の提出を求め、ときには個人や団体と直接接してその証言を求める。またときに調査は他の機関に委託されることもある。このようにしてあつめられた様々な資料は委員会の検討材料として役立てられるとともに証言録 Evidence や資料集 Memoranda として適宜刊行される。

委員会は付託された事項に関する委員会の見解を報告書にとりまとめることにより解散するが、これ等報告書は立法勧告を内容とするものが多くイギリスの 19, 20 世紀の社会改革はこの王立委員会の役割によるものも少なくない。王立委員会の報告書が他の同種の報告書に対して議会において特別に優先してあつかわれるものではなく、また政府、議会もこの報告に拘束されるものではないが、多くはこの報告を受け入れる政府の見解が指示報告書の形で議会に提出され、これを受けて法案化、政策化されるのが慣例である。

次に審議会⁽¹¹⁾は各省庁の権限により設置される委員会であってその報告や答申は設置主体である主務大臣にあてて提出される。審議会は政府、行政庁の機能が增大した今世紀特にその役割が顕著であり、今日では政府の懸案とする様々の問題は前もってこの審議会で検討され、その答申を背景として議会に持ちこまれるのであり、審議会はいわば立法の準備段階として大きな役割を果している。審議会は付託された案件を調査研究することはもちろんであるが、それ以外の事項についても専門的立場から半ば永続性を持って調査研究にあたるので報告書のとりまとめにより数年で解散する王立委員会とは若干その性格を異にする。

王立委員会や審議会はいずれも委員長名によってよばれ、その報告書もまた委員長名で略称される。例えば労使関係をあつかった Lord Donovan を委員長とする王立委員会はドノヴァン委員会とよばれ、その報告書はドノヴァン報告書 (Cmnd 3623) とよばれる。ところで、もともと指示報告書の提出は各省庁が重要と判断したものを議会に提出していたのであり、一旦議会に提出されたこれ等の文書は総て議会の責任において印刷され、議員はもちろん内外の政府関係機関にも無料配布されその利用に供されたのであったが、政府行政庁の役割が増大した 19 世紀の後半から指示報告書として議会に提出される政府の文書は増加の一途をたどった。ところが、第一次大戦の戦費支出により、財政の建て直しが急務となったイギリス政府は徹底した支出の削減策をとり、その一環として議会資料の無料配布の点数を大幅に縮少することを決定した。これが 1921 年に発表された大蔵省通達第 38 号 Treasury circular, No. 38/21 である。この通達が以後指示報告書として議会に提出されるものは早期の立法が望まれる事項をあつかったものか、議員達が熟知しておかなければならない重要事項をあつかったものに限定するというものであったため、それまで議会に提出されてきた多くの文書が指示報告書より除外されることとなった。指示報告書より除外された文書は単なる官庁出版物として (1923 年以降は非議会資料 Non-Parliamentary Publications という) あつかわれることとなったが、このことが議会資料を利用するうえで不都合であることはしばしば指摘されていることでもある。例えばある委員会の報告書は指示報告書として議会に提出されるものの当該委員会が調査研究の過程で公表する研究論文 Research Papers, あるいは報告書と併せ利用される証言録や資料集が指示報告書としてはあつかわれないことがあるというのがこれである。19 世紀の議会資料と今世紀のそれとでは質的、量的に異なるのは一つにはこのような理由によるものである。

指示報告書には法案や下院文書とは全く独立の文書番号があたえられ、その番号も議会があたえるのでなく H. M. S. O. があたえ議会の会期とは直接関係を持たない。

1833 年より現在まで次のシリーズで発行されたが C, Cd, Cmd, Cmnd は指示報告書を示しそれぞれ 4 桁を限度としての次のシリーズに移る仕組となっている。

1st Series	No. [1]-No. [4222]	1833-1869
2nd Series	[C. 1]-[C. 9550]	1870-1899
3rd Series	[Cd. 1]-[Cd. 9239]	1909-1918
4th Series	[Cmd. 1]-Cmd. 9889	1918-1956
5th Series	[Cmnd. 1]-	1956-

※かくかっこは 1922 年まで

IV. Sessional Papers

法案、下院文書及び指示報告書の審議関連資料 Parliamentary Papers は会期末に一括製本されるがこれを Sessional Papers といい、製本される関係で Sessional Set あるいは Sessional Bound Set ともいう⁽¹²⁾。もともと議会文書の印刷は 17 世紀ごろから本格化したものであったが、これを保存することについては殆んど注意が払われなかった。議会文書の保存の必要性を説いたのは、1802 年から 1817 年まで下院議長をつとめた Charles Abott (1759-1829) で、彼は議院の倉庫に放置されていた法案や報告書類を年代順、主題順に分類整理し 110 巻からなる資料集をつくりあげた。これが Abott Collection⁽¹³⁾ といわれるものである。1801 年以降の分については Abott のこの整理の方式に従って各会期ごと下図の要領によりグループに分けられ、その中を各文書の主題のアルファベット順に整理し合冊製本されている。

Group	Kind of Papers
I. Bill	Bills
II. Reports of Committees	House of Commons Papers
III. Reports of Commissioners	Command Papers
IV. Accounts and Papers	House of Commons Papers, Command Papers
Estimates	House of Commons Papers
Treaty Series, etc.	Command Papers
White Papers	Command Papers

Sessional Papers には会期ごとの索引が発行され、製本版の最終巻におさめられるが、この索引は主題検索はもちろん文書番号や文書を発表した委員会の委員長名からも検索することができる。この索引は Parliamentary Papers を継続して受入れる図書館においては主題毎に合冊する際の製本指示に用いられる。つまり個々の文書が受入れられる時点ではこれを法案、下院文書、指示報告書の番号順に保管しておき、索引が発行された段階で各製本巻号におさめる文書を番号を手がかりとしてあつめその指示に従って合冊製本するのである。またこの索引を Sessional Papers の目録の代りに用い、個々の文書について一切目録をとらない。索引にはこの会期ごとの索引のほか 10 年ごと 50 年ごとの索引が発行され Sessional Papers を所蔵する図書館ではこれ等の索引をも併せ持たなければ効果的な利用は望めない。索引には H. M. S. O. 発行のオフィシャル版のほかに便利なものも少なくないがここではオフィシャルの索引だけを示しておく。

1. General Index to the Accounts and Papers, Reports of Commissioners, Estimates, etc., Printed by Order of the House of Commons, or Presented by Command, 1801-1852. 1853.
2. General Alphabetical Index to the Bills, Reports, Estimates, Accounts and Papers, Printed by Order of the House of Commons, and to the Papers Presented by Command, 1852-1899. [1909]

3. General Index to the Bill, Reports and Papers Printed by Order of the House of Commons and the Reports and Papers Presented by Command 1900 to 1948-49. 1960.
4. General Alphabetical Index to the Bills, Reports and Papers Printed by Order of the House of Commons and to the Reports and Papers Presented by Command 1950 to 1958-59. 1963.

Sessional Papers におさめられた個々の文書の引用はこれまでの表記方法に新たにその文書が合冊されている製本巻号と頁を示す方法により次のとおり引用する。

Historic Buildings Council for England. 10th annual report.

<u>1962.</u>	<u>H. C.</u>	<u>1962/63</u>	<u>(215).</u>	<u>Vol. xix.</u>	<u>p. 645.</u>
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
刊年	院表示	会期	文書番号	製本巻号	頁

従ってこの表記によって必要な文書を直接 Sessional Papers にあたって求めることができるのである。但し指示報告書は一般に指示報告書の番号のみで引用されるため直接 Sessional Papers にあたることはできない。そのため必要な指示報告書を求めるためには発行年(会期)及びそれが合冊製本されている巻号を知る必要がある。これを一挙に解決するのが Di Roma/Rosenthal の Numerical Finding List⁽¹⁴⁾ で、これには指示報告書の番号がリストされ、発行年と Sessional Papers の巻号及び頁が示されているから、いちいち索引を用いず必要とする文書を求めることができる。上記のツールがない場合には Pemberton の British Official Publications 中の Concordance⁽¹⁵⁾ を用いて指示報告書の刊行年を調べ、その会期の索引にあたっておさめられた巻号をたしかめるしかない。指示報告書の番号から Sessional Papers にあたる方法を記したついでに指示報告書の作成委員会(王立委員会、審議会等)や委員長名から必要とする指示報告書を求める方法についてふれておこう。まず Where to Look for your Law には 1900 年から 1962 年までの王立委員会報告書が委員長名の下にリストされ、指示報告書の番号及び Sessional Papers の巻号が併せ表示されている⁽¹⁶⁾。この他先述の British Official Publications にも王立委員会及び審議会名の下に指示報告書の番号が示されている。

V. 議会資料の入手

議会資料は複製版やマイクロフィルム等の形態で発行されており入手は容易である。まず複製版では Irish University Press が 1801 年から 1899 年にかけて発行された文書約 4,800 点ほどを選択して 1,000 巻シリーズとして刊行している⁽¹⁷⁾。1801 年から 1900 年にかけて印刷された下院文書の数約 65,000、指示報告書 14,400 の全体と比較すると非常に少ないが社会経済資料の重要なものはほぼ収録しているという。18世紀を対象としたものでは Scholarly Resources Inc. の 147 巻ものがあるがこれもごく一部をおさめたものである⁽¹⁸⁾。次にマイクロ化されたものでは Readex Micro Corp. がマイクロオペークの形でハンサードをはじめ Sessional Papers 等を販売しているが欠点としてハードコピーがとれないこと、索引自体もマイクロ化されているため検索が煩わしいことがあげられよう。また United Historical Institute はマイクロフィルムによって 1922 年から 1972 年の議会出版物を販売している。これには二冊の索引がついていて必要な文書を分割して購入することもできる⁽¹⁹⁾。古書市場に出回ることもあるが欠落の度合いによっては複製版やマイクロ化されたものを入手する方が良い場合もあろう。カレントな文書を入手するには直接 H. M. S. O. あるいは国内書店をとおして容易に入手できる。

新刊情報を知るには H. M. S. O. 発行の Monthly Catalogue⁽²⁰⁾ を利用するのが良い。これには議会出版物が会期ごと、文書番号順にリストされ詳しい書誌データもつけて掲載されているからどのような文書が発行されたかを調査するには欠かせない。またこの Monthly Catalogue の年度版では各資料が文書番号順にリストされているから目録や参考資料としても役立つ。Monthly Catalogue にはこの他議会出版物としてあつかわれていない各省庁の出版物が非議会出版物として省庁別にリストされているから併せ利用することが肝心である。

VI. あとがき

以上イギリスの議会資料について概観したわけであるが全体としてその発行、利用、保存がよく整備されていることに気がつくであろう。ひるがえって我国では議会資料として確実に利用しうるものは、わずかに国会会議録と委員会会議録にとどまり、議会に提出される多くの省庁文書や審議会資料は、ほとんど利用し得ない状況にある。日本学術会議は昭和52年11月「官公庁文書資料の保存について」の要望書を政府に提出し、その中で立法関連の文書についてもふれているが未だ有効な対策はたてられていない。こうした現状を考えると改めて彼我の差の大きさを感じざるを得ない。それはともかく、昭和53年度の文部省の大型コレクションの予算配当により数校の大学がハンサードや Parliamentary Papers を購入したが、この小稿がその利用に際し、いささかなりとも役立つなら幸いである。

原 註

- (1) P. Ford/G. Ford. "Guide to Parliamentary Papers" 3. ed. Shanon: Irish University Press, 1972.
- (2) Ibid. p. 1.
- (3) Ibid. p. 2.
- (4) 会期は、議会の活動する期間を言い、秋10月末か11月上旬に始まり約1年間継続する。従って会期は「1980-81会期」のように2年にまたがる形となる。1立法期は5年であるから解散がなければ5会期に分かれる。
- (5) 各省庁に対して庁用品の調達のため1786年設置された大蔵省の外局、議会出版物の殆んどの印刷を手がける。ただし非議会出版物の大部分は外注によっている。以下 H. M. S. O. と略す。
- (6) 議会会期中、議員や議会関係者のため議会が前日に処理した議事を簡潔に記録し通知する文書。
- (7) 下図は政府提出法案と議員提出法案の年度別の成立状況を調査したものであり、左は政府提出法案、右は議員提出法案である。

会 期	提出数	可決数	否決数	会 期	提出数	可決数	否決数
1969—70	63	38	25	1969—70	76	15	61
1970—71	77	77	0	1970—71	67	13	54
1971—72	61	59	2	1971—72	77	12	65
1972—73	57	57	0	1972—73	82	13	69
1973—74	38	15	23	1973—74	33	0	44
1974	43	35	8	1974	37	5	32
1974—75	79	73	6	1974—75	88	10	78

上図は比較立法過程研究会編『議会における立法過程の比較法的研究』より転載したものである。

- (8) 常任委員会は特別の名称を有せず、スコットランド常任委員会等以外はアルファベット (A, B, C, D, E) をもって区別される。

- (9) Standing Committee Debates. 1909- London, H. M. S. O.
- (10) このような文書を特に White Papers といい、政策を判り易く市民向けに解説したものを Green Papers という。
- (11) 審議会は省立委員会や専門委員会ともよばれ、中央の各省庁に常置され、これを助言することを任務とする民間人を含む合議体である。
- (12) 会期ごとの製本巻数は文書の量によって一定しないが平均すると 40~50 冊になる。例えば 1969-70 は 29 巻, 1970-71 は 53 巻, 1971-72 は 41 巻, 1972-73 は 36 巻である。ちなみに 1900-1948/49 の 50 年間では 2,678 巻にのぼる。
- (13) Catalogue of Papers printed by order of the House of Commons from the year 1731 to 1800: in the custody of the Clerk of the Journals. (1807)
- (14) Edward Di Roma/Joseph A. Rosenthal. "A numerical finding list of British Command Papers, published 1833-1961/62" New York, Arno Press, 1971. Rep. ed.

同書では次のようにリストされる。

Cd. Series (1900-1918) のサンプル

Cd. 219	1900	XLII	119
220	1900	XXVI	807
221	1900	XX	157
222	1900	XII	311
223	1900	XI	249
↓	↓	↓	↓
指示報告 番 号	刊年	Sessional Set の巻号	頁

- (15) Pemberton, J. E. "Concordance of Command Papers, 1833-1972" "British Official Publications" 2. rev. ed. Oxford, Pergamon [c 1973]
- (16) Ringrose, C. W. "A list of Reports of Royal Commissions, Courts of Inquiry and Commiteers, etc., 1900-1962" "Where to Look for Your Law" 14 th. ed. London, Sweet and Maxwell, 1962.
なお本書は、これ以降出版中止となった。
- (17) "British Parliamentary Papers, 1801-1899" Irish University Press, 1968-72. 1,000 vols.
- (18) The House of Commons. "Sessional Papers of the Eighteenth Century" ed. by Sheila Lambert. Vol. 1-147. Scholarly Resources Inc.
- (19) The Controller's Library Collection of H. M. S. O. Publications, 1922-1972. この索引は "Cumulative index to the catalogues of Her Majesty's Stationery Office Publications, 1922-72" Vol. 1, 2. Washington, Carrollton Press, 1976.
- (20) Gt. Brit. H. M. S. O. "Government Publications" 1936- Monthly.

議会に関する文献

- 木下広居: 『イギリスの議会』 東京, 読売新聞社, 1954, 214 p.
- 中村泰男: "イギリス議会における立法手続の概要" 『レファレンス』 334, 1978, pp. 9-68.
- R. ローズ: 『現代イギリスの政治 I』 犬童一男訳, 東京, 岩波書店, 1980, 241 p.
- 参議院法制局: 『英国の政治』 基の 1~4, 東京, 1949~1958, 4 冊.
- 田島 裕: 『議会主権と法の支配』 東京, 有斐閣, 1979, 221 p.
- 吉田善明: "議会における立法過程—イギリス" 『比較法研究』 40, 1978, pp. 14-28.
- 吉田善明: "イギリス" 『議会における立法過程の比較法的研究』 比較立法過程研究会編, 東京, 勁草書房, 1980.

議会資料に関する文献

- 中村泰男: "イギリス議会の議会資料" 『外国の立法』 6, 1963, pp. 42-50.
- 米川伸一: "ブルーブックの周辺" 『学燈』 67(5), 1970, pp. 18-21.
- Dane, J/Thomas, P. A. "How to use a law library" London, Sweet and Maxwell, 1979, 182 p.

4. Ford, P/Ford, G. "A guide to parliamentary papers" 3. ed. Shannon, Irish University Press, 1972, 87 p.
5. Pemberton, J. "British official publications" 2. rev. ed. Oxford, Pergamon, [c 1973], 328 p.

付表 昭和53年度大型コレクションによる
イギリス議会資料購入一覧

大 学	資 料
東 北 大 学	Hansard.
名 古 屋 大 学	Hansard.
京 都 大 学	British Parliamentary Papers 1801-1899. IUP.
広 島 大 学	Hansard.
熊 本 大 学	British Parliamentary Papers 1801-1899. IUP.

注) 昭和54年度においては広島大学の Hansard を除いては上記費目での購入はない。

[大学図書館研究 XVIII (1981. 5) より転載]

追記 Hansard は1981年より6th Series に改まった。

◆ 研 修

昭和56年度筑波大学学術情報処理研修報告

閲覧課学術情報掛

文部事務官 諏訪田 義 美

オンライン情報検索の実用化にともない、機械可読化の文献・数値情報——いわゆるデータベース——の量が急加速的に増えてきている。また、学術審議会の答申を受け全国規模の新学術情報システムが動きつつある。このような中、6ヵ月間(S.56.9.1~S.57.2.27)にわたる上記研修に参加することができ非常に有意義であった。この報告書は、当研修会をととして学び行ってきた作業について、その概略を報告するものである。

当研修は、既に周知のとおり、学術情報処理に関する基礎知識と技術の習得、あわせて応用能力の育成を目的とし、昭和53年度より毎年3~5名の研修員により行われてきており、今回で第4回を数えている。本年度は、京都大学から1名、本学から2名計3名が参加した。

研修の主な内容

1) プログラミング(フォートラン)の学習

情報処理をコンピュータで行う上での基礎として、プログラミング言語の習得が必要となる。今回は、フォートランを中心として、基礎的な講義があった。

2) DBMS(データベース・マネージメント・システム)の紹介

現在、データベースの管理・運用をしていく中でのDBMSとしてModel 204, ADABASなどについてのソフトウェアの説明があった。

3) CAIの説明

コンピュータを用いた教育システムの現状についての説明と今後の可能性が示され、現実に同地区に導入している小学校のシステムの紹介・説明があった。

4) 画像処理

コンピュータを利用した技術の一つとして、当処理がある。これは、例えば、航空写真などを用地資源の状況などの調査、あるいは漢字等に使われるかもしれないパターン認識などの説明があった。

5) 情報センタースステムの必要性とその概要

学術審議会の答申を受け動き出している当システムの必要性及び現状について説明があり、さらに、今後の図書館等の方向が指摘された。

6) 情報処理の動向

現在、コンピュータによるデータ処理で注目されている漢字処理の問題など、今後図書館だけではなく広く事務処理の上で考えなければならない情報処理の課題、現在の動向について説明があった。

7) データベースの管理とその公開

これは、現在筑波大学が収集している各種データベース (S. 56. 12 現在 25 種類) の利用者への提供を前提とした処理過程および運用についての説明と実務であった。この中で、私は日本語を基礎としたデータベースである「JAPAN-MARC」(以下 J-MARC とする)の公開までの一連の作業を行ってきた。これは、図書館での受入、目録、閲覧など様々な分野での利用が考えられ、当データベースの処理にともなう漢字処理、当マークの問題点を見い出すことができた。

8) その他

上記以外に情報検索の実務あるいは統計に関する基本的な講義があった。

当研修は、筑波大学学術情報処理センターに設置されている FACOM M 200 (富士通) コンピュータシステムを用いて行われている。研修に先立って同センターの各業務の概要の説明がなされ、筑波大学における必要性和今後の方向が示された。

各研修員は、各自の課題をコンピュータを使って取りくむこととなり、私は「J-MARC」の分析、書誌データベースの構築及びオンライン検索を可能にすることを実施した。

まず、この作業を行う上で筑波大学の検索システムがいかなるものであり、どのような利用者要求が実際にあるのかを調べる必要があった。これは、J-MARC を単に検索システムに乗せるだけでなく、利用者が目的とする要求を十分に果しうるデータベースあるいはシステムを作る必要があると考えたためである。

さらに、J-MARC が実際にどのような仕様になっているか、あるいは、どのような作業手順が必要であるかなど様々な思考錯誤の末、これをオンラインデータベースとしてまとめた。

J-MARC のコンピュータ処理への移行は、単に情報検索用としてのデータベース化ではすまない。即ち、現在コンピュータで利用されているアルファベットを基礎としたデータベースである LC-MARC (米国)、UK-MARC (英国) などの書誌データベースとは異なり、漢字処理を必要とする日本語を主体としたデータベースである。このためデータベース管理者側で J-MARC に追加機能を持たせる必要があった。いいかえれば、現在の情報検索システムでの欠点ともいえるべき漢字処理の問題に直面せざるを得なかったということである。これは、周知のとおり漢字が 2 バイトで 1 文字を表わすために生ずる問題で、既存の端末でも容易にこのデータベースの利用を行えるようにしなければならないということであった。

J-MARC は、昭和 56 年 4 月から、国立国会図書館により、有償で提供が開始されている

✓ がこの研修をとおして行ったオンラインデータベースの構築は、筑波大学図書館を含む多くの利用者（教官、他大学図書館等）の様々な要求を取り入れた処理であり、データベースの有効利用を促進しえたものと信じている。

昭和57年2月現在、J-MARCの利用機関は18機関であり、次年度には3機関が増えその数も徐々に増加する傾向にある。しかし、どの機関を見ても、テストあるいは、業者依頼によるオンラインデータベース化であり、大学独自で全データを処理したものは今回が初めてであろう。

これらの一連の作業にあたり注意した点は、データを極力原形のままにとどめ、開発の過渡期にある漢字処理のいかなる変化にも対応することのできるよう、また、漢字端末での検索だけでなく、一般のどの端末からでもその検索を可能にすることであった。

このように、作成したオンライン検索用データベースは、決して完全なものではなく、多くの利用者により利用され、より良い改良が付け加えられるものと思うし、また広い意味での図書館業務の改善につながるものと確信している。

昭和56年度大学図書館職員講習会に参加して

<日程 昭和56年11月10日(火)~11月13日(金)>

<会場 東 京 大 学 総 合 図 書 館>

本講習会は、大学図書館活動を促進するため、大学図書館の中堅職員に図書館業務の最新の知識及び専門的技術を習得させ、その資質の向上を図ることを目的として、昭和39年以降毎年行われてきた。

東京会場である東京大学総合図書館では、国・公・私立大学及び高専の図書系職員96名の参加があり、終始熱心に受講し、予定通り4日間の全日程を終了した。

講習会は、文部省担当官及び大学の先生方を講師として、1)大学図書館の使命、2)大学図書館行政、3)学術情報システムにおける大学図書館の役割、4)海外における図書館情報サービス、5)一次情報整備の現状、6)我が国における図書館情報システム形成の諸問題、7)大型計算機センターにおける情報検索システムの現状、8)学術情報システムに関連する研究開発(1)ーオンライン図書館システムについて、同研究開発(2)ー化合物辞書のデータベース、9)専門職能論、10)研究者からみた大学図書館、11)著作権に関する今日の問題の12講義が行われた。

その主な内容は、学術審議会より答申のあった「今後における学術情報システムの在り方について」の概要を始め、大学図書館の役割、海外における図書館情報サービスの現状、我が国の図書館情報システムの諸問題、学術情報システムの研究開発の事例、さらに文部省の大学図書館行政等の様々な立場からの講義であった。

特に東大、石田先生の「大型計算機センターにおける情報検索システムの現状」の講義の中で「日本はデータベースを買うばかりでいっこうに作らない」という海外の批判について触れられていたことに印象深いものがあった。今後、学術情報システムにおける大学図書館の一員として、データベースの購入、作成、運用といった諸問題の検討に参加し、その一端を担っていきたい。

(整理課雑誌掛 川端光明)

◆ 受 贈 図 書

本学教官著作物

〔本 館〕

○名 誉 教 授

今 村 成 和 (共著) 公法と経済法の諸問題 上〔有斐閣〕

今 村 成 和 北大百年前後

○法 学 部

瀬 川 信 久 不動産附合法の研究〔有斐閣〕(北海道大学法学部叢書 7)

今 井 弘 道 新ケルゼン研究〔木鐸社〕

○医 学 部

小 林 博 (共編) 癌と遺伝〔講談社〕

小 林 博 IMMUNOLOGICAL XENOGEIZATION OF TUMOR CELLS

小 林 博 免疫腫瘍学入門〔蟹書房〕

○工 学 部

東 晃 寒地工学基礎論〔古今書院〕

○農 学 部

高 嶋 正 彦 (共著) 農政の経済分析 (上・下)〔明文書房〕

黒 柳 俊 雄 北海道の農業〔北海道開発問題研究調査会・北海道開発文庫第 4 巻〕

○低温科学研究所

小 林 禎 作 雪華図説 正統(復刻版) 雪華図説新考〔築地書館〕

正 誤 表 No. 57 (Nov. 1981)

頁	行	誤	正
572 (巻頭言)	下から 8	読書三昧	読書 <u>三</u> 昧

◇ 人事往来 ◇

新教養分館長

佐伯有清 (文学部教授) 57. 4. 1

前教養分館長

永井義哉 (文学部教授) 57. 3. 31 (任期滿了)

図書館委員会委員

菊池英夫 (文学部教授) 57. 4. 1 (再任)

狩野陽 (教育学部教授) 57. 4. 1

中村研一 (法学部助教授) "

谷沢和隆 (薬学部助教授) "

中里幸和 (獣医学部助教授) "

数坂昭夫 (触媒研究所助教授) "

菅野盛夫 (医学部教授) 57. 4. 21

高木徹 (水産学部教授) 57. 5. 1

配置換・転任

平清二 事務部長 (名古屋大学附属図書館事務部長) 57. 4. 1

成田稔 整理課庶務掛長 (歯病庶務掛長) "

嶋崎功 " 会計掛長 (教育学部会計掛長) "

杉尾勝茂 " 受入掛長 (閲覧課第二運用掛長) "

山本幾夫 " 整理掛長 (整理課教養分館整理掛長) "

黒田泰行 " 雑誌掛長 (教育学部図書掛長) "

庄司重陽 " 教養分館整理掛長 (文学部図書掛長) "

遠昭二 閲覧課閲覧掛長 (閲覧課第一運用掛長) "

宇野弘純 " 参考調査掛長 (閲覧課参考掛長) "

石倉賢一 " 学術情報掛長 (整理課整理掛長) "

星賀隆 " 教養分館閲覧掛長 (整理課教養分館閲覧掛長) "

荒川嗣雄 整理課庶務掛 (理学部人事掛) "

吉田恭子 " 雑誌掛 (工学部総務課図書掛) "

加徳健三 閲覧課閲覧掛 (北見工大図書館運用掛) "

野地俊郎 理学部經理掛長 (整理課総務掛長) "

船木敏美 " 図書掛長 (整理課受入掛長) "

坪田充弘 医学部図書整理掛長 (整理課学術情報資料掛長) "

野村勉 工学部総務課庶務掛主任 (整理課総務掛主任) "

今西徳寛 医病管理課用度掛 (整理課総務掛) "

金子和恵 医療技短図書室 (整理課受入掛) "

波津由紀子 経済学部図書掛 (整理課整理掛) "

木下彰 工学部総務課図書掛 (整理課教養分館整理掛) "

笹川郁夫 兵庫教育大図書課整理掛長 (整理課受入掛) "

小笠原敏明 整理課受入掛 (医学部図書整理掛) 57. 5. 1

田村善徳 閲覧課閲覧掛 (歯学部図書掛) "

高崎仁雄 整理課教養分館整理掛 (経済学部図書掛) "

藤澤一教 経済学部図書掛 (整理課教養分館整理掛) "

菊池健二 医学部図書整理掛 (閲覧課閲覧掛) "

新 関 教 子		歯学部図書掛 (閲覧課閲覧掛)	57. 5. 1
探 用			
富 田 健 市	整理課受入掛	57. 4. 1	
中 山 よう子	〃 庶務掛	〃	
高 橋 篤 子	〃 受入掛	〃	
高根沢 由 美	〃 教養分館整理掛	〃	
高 岡 純 子	閲覧課閲覧掛	〃	
谷 口 真裕美	〃 教養分館閲覧掛	〃	
清 水 薫	〃 〃	〃	
江 口 優 子	〃 〃	〃	
退 職			
杉 山 育 子	(整理課受入掛)	57. 3. 9	
伊 藤 美智子	(〃 総務掛)	57. 3. 31	
堀 美樹子	(〃 教養分館整理掛)	〃	
田 村 奈緒子	(〃 教養分館閲覧掛)	〃	
渡 邊 美樹子	(〃 〃)	〃	
角 掛 純 子	(〃 〃)	〃	
板 東 浩 子	(閲覧課第二運用掛)	〃	
矢 部 一 郎	(事務部長)	57. 4. 1	

北海道大学附属図書館報 「楡蔭」 (通巻 58 号)

1982 年 5 月 28 日 発行 発行人 平 清 二

編集委員 宮部 徹 (長)・石川雅夫・遠藤雄作・石黒克介・成田 稔・嶋崎 功・杉尾勝茂
山本幾夫・黒田泰行・庄司重陽・湊 昭二・宇野弘純・石倉賢一・星賀 隆

発行所 北海道大学附属図書館 札幌市北区北 8 条西 5 丁目 電話代表 711-2111 (2967)

印刷所 文栄堂印刷所 札幌市中央区北 3 条東 7 丁目 電話代表 231-5560・5561